



平成 27 年 9 月 4 日

各 位

会 社 名 株式会社エル・シー・エーホールディングス
代表者名 代表取締役 桑田 正明
(コード：4798 東証第二部)
問合せ先 取締役 CFO 藤井 隆徳
(TEL (IR専用)：03-3539-2587)

訴訟の和解、並びに特別損失発生に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社インタープライズ・コンサルティングは、平成 25 年 8 月 2 日付「株式会社リブ・コンサルティング及び当社子会社元取締役らに対する訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、平成 25 年 7 月 1 日付「業務委託料等請求事件」につきまして原告との和解が成立しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 和解の相手方である原告及び訴訟が提起されるに至った経緯

①訴訟を提起した者 (原告)	株式会社リブ・コンサルティング (リブ社)
②申立てられた者 (被告)	株式会社インタープライズ・コンサルティング (IPC社)
③訴訟が提起される に至った経緯	a. IPC社がB氏、C氏に同社オフィスからの退出を求め、併せてリブ社とのオフィス賃貸借契約を解除したことに対処するため、両氏がリブ社従業員への説明会を開催し、両氏が委任した弁護士との相談等に費やした時間をIPC社による「業務委託」であるとし、両氏が使用するために借りたオフィス賃料その他実費の支払を求めるもの (約1500万円) b. IPC社は、原告らとの間で交わされた業務委託契約 (総額約2億円) について、粗利95%相当という対価設定は不当だとして、公正証書化されていなかったもの限り、被告側弁護士との協議のもと、本件行為に係る問題が法廷で決着した後に差額を精算することを条件に、50%相当分のみ支払うこととした。これにより、未払となっている残り45%相当の業務委託料の支払いを求めるもの (約300万円) c. なお、訴訟の経過に伴い、上記aの損害賠償請求分約1500万円について、約100万円に請求が減縮され、他方で上記bの未払いの報酬分 (業務委託料) については、合計約170万円について請求が拡張されたことから、本日現在の訴訟目的額は約570万円となっております。

2. 和解に至るまでの経緯

原告らが共謀して、IPC社に損害を与えることを知りながら、IPC社が顧客から受注した契約の粗利95%相当額をリブ社又は合同会社オートビジネス・コンサルティング等へ支払わせる旨の業務委託契約書を締結し、さらに利益を確実に帰属するため強制執行認諾付公正証書を締結しており、上記1. ③に記載のとおり、公正証書化されていなかったもの限り、被告弁護士との協議のもと、本件行為に係る問題が法廷で決着した後に差額を精算することを条件に、50%相当分のみ支払うこととしました。これにより、未払となっている残り45%相当の業務委託料の支払いを求め訴訟を提起されておりましたが、裁判所からの強い勧告もあり、和解に応じ

ることの是非について検討し、これに応じることといたしました。

3. 和解の概要

和解の概要につきましては、原告及び被告、互いに、官公署からの問い合わせ等正当な理由がある場合を除いて、和解の内容を第三者に開示しないことを確約することを和解の条件としておりますので、和解条項の詳細につきましては、公表を差し控えさせていただきます。なお、原告からの訴訟目的請求額の全額が認められた訳ではございません。

4. 特別損失の発生

本件和解に伴い、特別損失 3,300 千円が発生いたします。

5. 今後の見通し

平成 25 年 8 月 2 日付「株式会社リブ・コンサルティング及び当社子会社元取締役らに対する訴訟提起に関するお知らせ」にてお知らせしておりました、IPC社が原告となり訴訟を提起している「不法行為に基づく損害賠償請求事件」につきましては、訴訟を継続しております。

また、IPC社が被告となり訴訟を提起されている平成 25 年 2 月 8 日付「損害賠償請求事件」につきましては平成 26 年 11 月 12 日付「訴訟の判決に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、第 2 審を終審しておりますが、現在 IPC社が原告となり最高裁判所へ上告し、不服の申立をしております。

なお、本件和解が当社業績予想へ与える影響は軽微でございますが、今後、上記他の訴訟の進展に伴い業績予想への影響が明らかになった場合には速やかにお知らせいたします。

以上